

○知立市空家等の適切な管理に関する規則

平成31年3月20日規則第24号

知立市空家等の適切な管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市空家等の適切な管理に関する条例（平成31年知立市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公表の方法)

第3条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 知立市公告式条例（昭和45年知立市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への
掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第4条 市長は、条例第8条第2項の規定により公表の対象となる者に意見陳述の機会を与えるときは、公表の予定期間の初日の1月前までに、その者に対し、命令違反事実公表通知書（様式第1）により、公表の予定期間、意見陳述の期限その他必要な事項を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、公表の予定期間の初日の5日前までに、命令違反事実公表前意見書（様式第2）を市長に提出することにより、意見を述べることができる。

(緊急安全措置に係る同意)

第5条 市長は、条例第10条第2項の規定により同意を得ようとするときは、緊急安全措置同意依頼書（様式第3）により措置対象所有者等の同意を求めるものとする。

(緊急安全措置を講じた旨の通知等)

第6条 条例第10条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第4）によるものとする。

(費用を請求しない事由)

第7条 条例第10条第4項ただし書の規則で定める特別の事由は、次のいずれかの事由とする。

- (1) 措置対象所有者等の死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情により、緊急安全

措置に係る費用の支払に係る債務の履行の見込みがないこと。

(2) 措置対象所有者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護その他公私の扶助を受けており、かつ、当該空家等の相続人となるべき者の援助が得られない相当な理由がある者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急安全措置に係る費用の納付を免除すべき特別の事情があること。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

様

知立市長



命令違反事実公表通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう同法第 22 条第 3 項の規定に基づく命令をしましたが、現在に至っても当該措置がとられたと認められません。

このまま措置がとられない場合には、知立市空家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記の内容を公表することになりますので通知します。

なお、当該公表について意見があるときは、命令違反事実公表前意見書を公表予定期間の初日の 5 日前までに提出してください。

また、命令に係る措置をとられた場合は、速やかに上記 4 に示す者までご連絡ください。

記

1 公表する事項

対象となる 特定空家等	所在地	
	構造	
	所有者等の 住所	
	所有者等の 氏名	
命令に係る 措置の内容		
命令に至った 事由		

2 公表方法等

公表方法	(1) 知立市公告式条例に規定する掲示場への掲示 (2) 知立市の公式ホームページへの掲載
公表予定期間	年 月 日 () から命令に係る措置がとられるまでの期間

3 意見書の提出先

472-8666

知立市広見三丁目 1 番地

知立市 部 課

様式第 2 (第 4 条関係)

年 月 日

知立市長 様

住 所

氏 名

㊟

命令違反事実公表前意見書

知立市空家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

特定空家等の 所 在 地	
意 見	
証拠書類等の 提出の有無	有 ・ 無

※証拠書類等がある場合は、この意見書に添付して提出してください。

第 号
年 月 日

様

知立市長



緊急安全措置同意依頼書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、知立市空家等の適切な管理に関する条例第10条第1項に規定する緊急に危険を回避する必要がある状態にあり、放置することが公益に反すると認められますので、同条第2項の規定により、知立市長が緊急安全措置を講ずることへの同意を求めます。

なお、緊急安全措置に要する全ての費用は、あなたから徴収します。また、緊急安全措置により下記の空家等及びその他の資産について損害が生じても、市はその責任を負いません。

知立市長が緊急安全措置を講ずることに同意される場合は、別紙緊急安全措置に係る同意書兼誓約書を知立市長に提出してください。

記

空家等の所在地	
所有者等の住所及び氏名	
緊急安全措置の内容	
緊急安全措置の時期	
緊急安全措置に要する費用の概算見積額	
担当及び連絡先	

(別紙)

緊急安全措置に係る同意書兼誓約書

知立市空家等の適切な管理に関する条例第10条1項に基づく緊急安全措置として、私が所有し、又は管理する下記の空家等について、その危険等を回避するための措置を知立市長が講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に要した費用については、私が責任を持って納付することを誓います。

年 月 日

所有者等

住所

氏名

印

記

空家等の所在地	
所有者等の住所 及び氏名	
緊急安全措置の内容	
緊急安全措置の時期	
緊急安全措置に要する 費用の概算見積額	
担当及び連絡先	

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

知立市長



緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、知立市空家等の適切な管理に関する条例第10条第1項の規定により緊急安全措置を講じたので、同条第3項の規定により通知します。

記

空家等の所在地	
緊急安全措置の内容	
緊急安全措置を講じた事由	
緊急安全措置を講じた日	
緊急安全措置に要した費用	
備考	